

当金庫のローン商品の概要

19

1. 商品名	やましんカードローンE a s e ※三井住友カード株式会社 保証														
2. ご利用 いただける方	- 次の条件をすべて満たしている、保証会社の保証を受けられる個人の方。 (1) ご契約時の年齢が満20歳以上62歳未満の方。 (2) 安定継続した収入がある方。 (パート・アルバイトの方、配偶者に安定した収入がある専業主婦（主夫）の方もお申込みいただけます。) (3) 居住地または勤務地が当金庫の営業地区内にある方。 (4) 同一勤務先に2年以上勤務または同一事業に2年以上営業されている方。 (パート・アルバイトの方は、勤続年数を問いません。) (5) 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人等）でない方														
3. お使いみち	ご自由です。 ただし、事業資金は除きます。														
4. ご融資限度額	50万円、100万円、200万円、300万円、400万円、500万円の6種類。（当座貸越契約となります。） ただし、パート、アルバイト、専業主婦（主夫）の方は50万円が限度となります。														
5. ご融資期間	ご契約日から3年後の応当月の末日までとなります。 ただし、継続中止等の特段の理由がない限りは、更に3年間自動更新し、以降も同様とします。 なお、契約更新時に満65歳以上になっておられる方は、契約終了となります。（お借入残高がある場合は、原則として一括返済していただきます。）														
6. ご融資利率	- 変動金利型の取扱いとなります。 - 新規融資利率は、当金庫の定める貸出金利（変動金利型住宅ローン金利）を基準に変動します。 また、ご融資後、市場金利および当金庫の調達コスト等の変動に伴い基準金利（変動金利型住宅ローン金利）が変更した場合、その変動幅と同幅変動し、基準利率の変更日から2週間後の応答曜日の翌日以降最初に到来する約定返済日より適用いたします。 なお、ご融資の金利には所定の保証料を含んでおります。 ※金利につきましては窓口でお問い合わせ下さい。														
7. 利息の計算方法	付利単位は1円とし、約定返済日に、前月の10日（初回は、最初のお借入れの発生日）から当月の9日までの間の毎日の最終お借入れの残高に対し、所定のご融資利率を乗じて算出したお利息を、後取り方式にてお借入れの残高に組み入れます。 なお、お借入れの利息は、ご融資限度額を超過しても元加いたします。														
8. ご返済方法	- 毎月10日にご融資限度額に応じて下記の返済金額を、ご指定の返済の預金口座より自動引き落としさせていただきます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご融資限度額</th><th>毎月の返済金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>100万円</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>200万円</td><td>30,000円</td></tr> <tr> <td>300万円</td><td>40,000円</td></tr> <tr> <td>400万円</td><td>50,000円</td></tr> <tr> <td>500万円</td><td>60,000円</td></tr> </tbody> </table> - 上記の定例返済のほかに、当金庫のATM等で随時ご返済できます。	ご融資限度額	毎月の返済金額	50万円	10,000円	100万円	20,000円	200万円	30,000円	300万円	40,000円	400万円	50,000円	500万円	60,000円
ご融資限度額	毎月の返済金額														
50万円	10,000円														
100万円	20,000円														
200万円	30,000円														
300万円	40,000円														
400万円	50,000円														
500万円	60,000円														
9. 担 保	不要です。														
10. 保証人	三井住友カード株式会社の保証をご利用いただきますので、不要です。														

11. 保証料	・融資利率に含まれていますので、別途お支払い不要です。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（顧客サポート管理統括部署）（9時～17時、電話：0744-42-9001）にお申し出ください。 紛争解決措置 奈良弁護士会（電話：0742-22-2035）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、奈良県消費生活センター（電話：0742-36-0931）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部（顧客サポート管理統括部署）または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会等に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他の事項	・店内等に備付けの仮申込書をFAXにて送付して下さい。 インターネット（当金庫ホームページhttps://www.yamato-shinkin.co.jp）での仮申込みも可能です。 ・やましんカードローンE a s eをご契約いただきますと、お借入れ専用のカードローン口座を開設のうえ、ローンカードを発行いたします。 ・やましんカードローンE a s eは、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、J Aバンク、労働金庫等の提携金融機関ATMでご利用になれます。 （別途手数料が必要になる場合があります。） ・お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。